

令和4年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和4年9月9日(金)

時 間 14:00～16:00

会 場 滋賀県庁大津合同庁舎7階7D 会議室
(オンライン同時開催)

1 開会・あいさつ

2 委員紹介

3 会長・副会長の選出

4 議 事

(1)滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

(2)切れ目ない支援体制の構築について

個別の教育支援計画等の利活用の推進について

特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について

個別の指導計画等の利活用に関する目安について

(3)インクルーシブ教育システムの構築に向けて

「小・中学校への特別支援学校分教室設置」に関する研究について

5 報 告

副籍制度について

6 閉 会

<配付資料>

委員名簿、滋賀県附属機関設置条例、滋賀県特別支援教育支援委員会規則、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項、滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

資料2-1 本県の特別支援教育の状況について

資料2-2 令和3年度 特別支援教育にかかる実態調査について

資料2-3①～③ 切れ目ない支援体制の構築に向けて

資料2-4①～③ 特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について

資料3 「小・中学校への特別支援学校分教室設置」に関する研究について

令和4年度 滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等
医師	宇野正章	滋賀県医師会:小児科医
	上ノ山一寛	滋賀県医師会:精神科医
	福田正悟	滋賀県医師会:学校医
学識経験者	白石恵理子	滋賀大学教育学部教授
	磯部美也子	奈良大学社会学部教授
	桜井弥生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)
教育機関の職員	福田建夫	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	安部法子	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)
	福井亜由美	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立北大津養護学校長)
	山田貴司	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)
	北川幹芳	特別支援学校教職員:知的障害 (県立愛知高等養護学校長)
	野崎典子	県特別支援教育研究会会長 (東近江市立蒲生西小学校長)
	東條和徳	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長) (東近江市立八日市西小学校長)
	菊池晴子	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)
	深井千恵	幼稚園等教職員 (滋賀県国公立幼稚園・こども園長会長)(近江八幡市立八幡幼稚園長)
	恒川真一	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)
	境園子	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
県の職員	長谷川貴也	県健康医療福祉部障害福祉課長
	西村実	県中央子ども家庭相談センター所長
	田辺善行	県彦根子ども家庭相談センター所長

(任期:令和4年6月22日~令和6年6月21日)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滋賀県基本構想審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第3項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

(省 略)

別表 (第2条関係)

1 知事の附属機関

(省 略)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

(省 略)

3 知事および教育委員会の附属機関

(省 略)

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

(調査員)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

(会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づき、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について**担任する事務**

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

滋賀県特別支援教育支援委員会の議題について

1 令和3年度 議事内容

第1回(令和3年8月6日)

○インクルーシブ教育システムの構築に向けて

「副次的な学籍」に関する研究について

○切れ目ない支援体制の構築について

個別の教育支援計画の利活用の推進について

第2回(令和4年1月31日)

○第1回の協議事項について 取組報告

個別の教育支援計画の利活用の推進についての取組

副籍(副次的な学籍)制度化に向けての取組

○滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)について

定着期の成果と課題を踏まえて、拡大期の取組について

2 令和4年度 議事内容

第1回(令和4年9月9日)

①切れ目ない支援体制の構築について

個別の教育支援計画等の利活用の推進について

特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について

個別の指導計画等の利活用に関する目安について

②インクルーシブ教育システムの構築に向けて

「小・中学校への特別支援学校分教室設置」に関する研究について

第2回(令和5年2月予定)

①切れ目ない支援体制の構築について

②インクルーシブ教育システムの構築に向けて

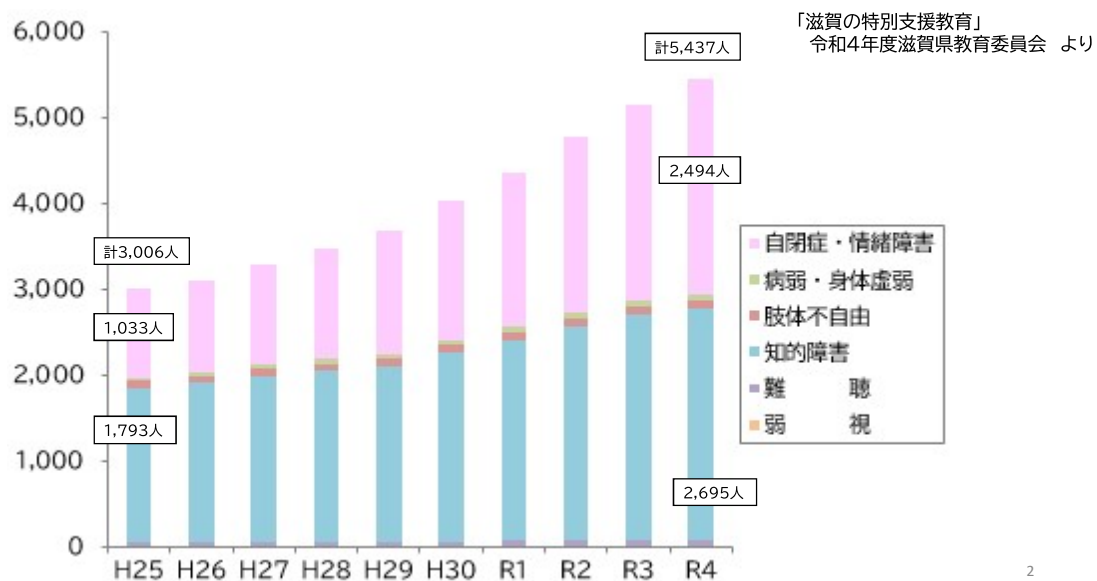
資料2-1

本県の特別支援教育の 状況について

1

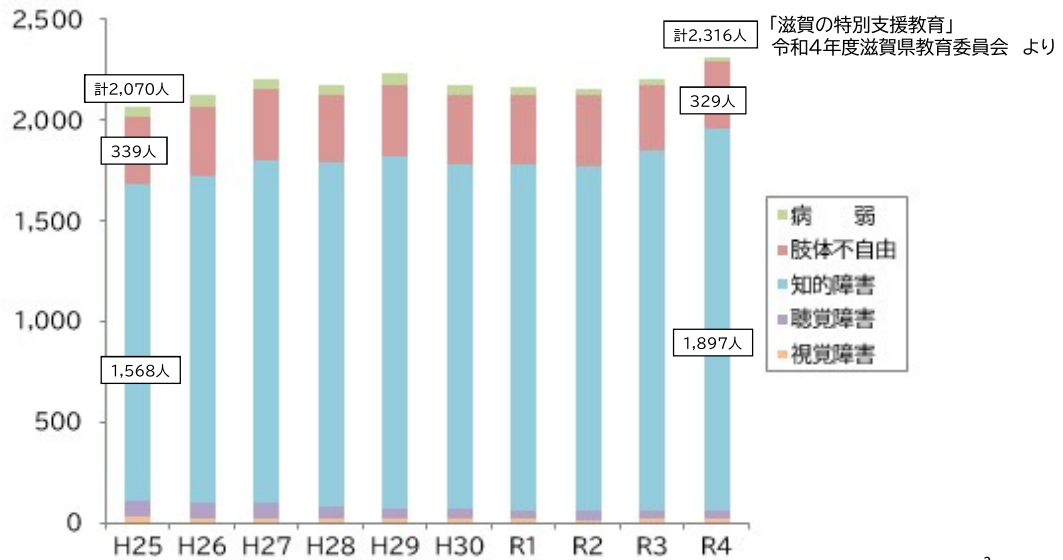
市町立小・中学校および義務教育学校特別支援学級の 児童生徒数の推移

(毎年度 5月1日現在)



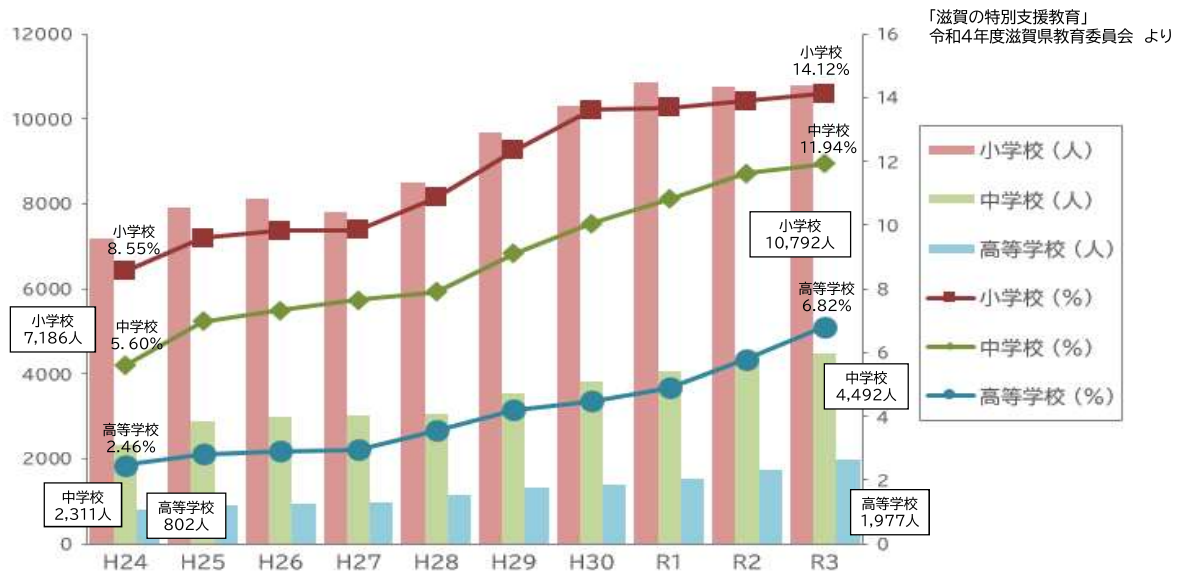
2

県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移(毎年度 5月1日現在)



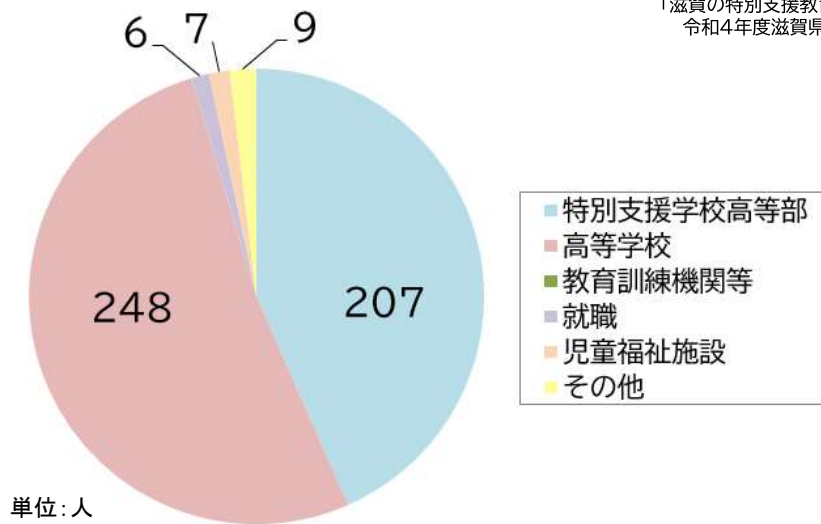
3

公立小中高等学校および義務教育学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数の状況 (毎年度 9月1日現在)



4

令和3年度 中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況



5

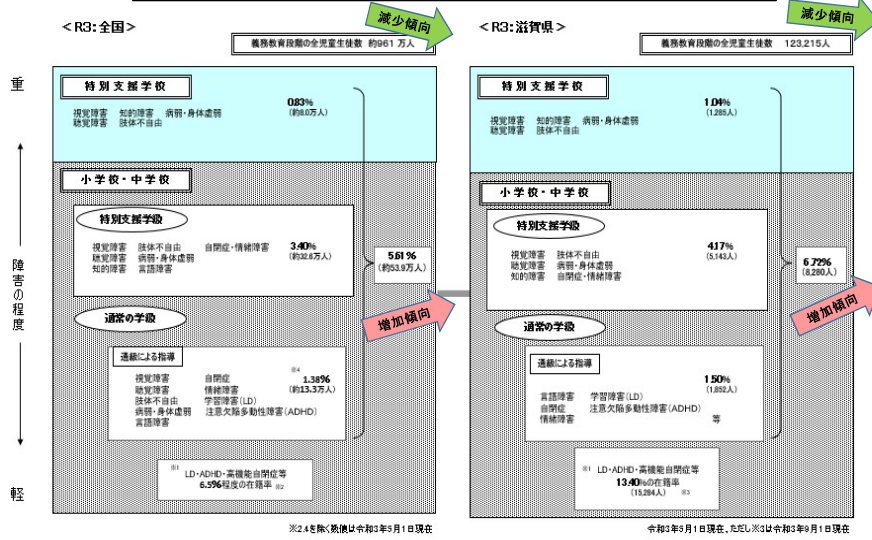
令和3年度 中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況

<中学校特別支援学級卒業生の進路状況>



6

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害
ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この概算は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む教員の概算により判断された回答に基づくものであり、実際の数値によるものではない。

※3 令和3年9月1日現在で通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を必要とする者と校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中学校のみ)

※4 この概算は、令和元年9月1日現在

【本県調査結果】

令和 3 年度 特別支援教育にかかる実態調査について【毎年 9 月 1 日調査】

- 通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	R 3 確定値	R 2 確定値	R 元確定値	参考
小学校	14.12%	13.89%	13.68%	全国 H24 調査 7.7%
中学校	11.94%	11.62%	10.81%	4.0%
小中学校 計	13.40%	13.15%	12.76%	6.5%
高等学校	6.82%	5.79%	4.90%	—

- 個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 4 目標値	R 3 確定値	R 2 確定値	R 元確定値	参考
小学校	100%	99.9%	99.0%	97.1%	全国 H30 85.6%
中学校	100%	99.6%	98.1%	97.1%	77.8%
高等学校	98%	92.7%	95.4%	91.2%	74.2%

* 全国の数値は国公立計

- 個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 4 目標値	R 3 確定値	R 2 確定値	R 元確定値	参考
小学校	96%	95.4%	90.4%	87.5%	全国 H30 74.1%
中学校	96%	95.2%	89.9%	84.5%	71.7%
高等学校	96%	80.3%	83.2%	79.1%	69.2%

* 全国の数値は国公立計

- * 県「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成率について

公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合

- * 全国「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成率について

平成 30 年度 特別支援教育に関する調査結果（調査時点：平成 30 年 5 月 1 日現在）より通常の学級に在籍する児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に作成されている人数の割合

- * 令和 4 年度の「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成率の目標値は、平成 31 年 3 月滋賀の教育大綱（第 3 期滋賀県教育振興基本計画）に基づく。

切れ目ない支援体制の構築に向けて 【県の取組・事業等】

資料2-3①

	項目	昨年度の取組	今年度の取組	次年度以降の取組
市町担当者会	好事例の交流	各市町担当者より、個別の教育支援計画等の利活用により、切れ目ない支援につながったケースについて、交流各市町に持ち帰り、市町の状況等にに応じた形で活用	市町での取組状況の確認、交流切れ目ない支援につながったポイント周知 福祉関係機関との連携にかかる窓口明確化のための取組共有	・市町での取組状況の確認、交流
事業開始	個別の指導計画を中心とした「特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業の実施	【学びにくさのある子どもへの指導充実事業】実施 ・学びにくさや読み解く力にたまずきのある児童生徒に対する有効な支援や教科指導法の普及を図った ・ICT機器等を効果的に活用した、個に応じた指導・支援の充実を図ることを目的として、発達障害指導のモデル拠点2地域で取組実施	今年度新規事業 モデル地域で、発達障害等により学びにくさがあり、読み解く力の定着しにくい児童生徒への指導・支援の充実を図る。 個別の指導計画の効果的な活用について、リーフレットを作成し、各学校等へ配付	・リーフレットを活用しながら、県内他地域への普及を図る。
新たな指標の作成	利活用について		今年度の特別支援教育に関する調査において、利活用に関する項目も調査 →結果をもとに、次年度以降の個別の指導計画等の利活用に係る目安の検討	・市町教育委員会等への周知とともに研修時や学校訪問時等にリーフレット等を活用しながら指導助言を行う。 ・R6年度以降の新たな指標の設定、達成に向けての取組実施
関係機関との連携	福祉との連携	県と市町の連携協定による取組開始	教職員等への福祉サービス等の周知 県と市町の連携協定による支援の取組継続 高校巡回事業等で、協定の取組を含む関係機関と連携した支援等への助言実施	継続

切れ目ない支援につながったポイント (R3 第3回市町特別支援教育担当者協議会 好事例より)

資料2-3②

項目	ポイント
○支援の開始	・早期からの保護者・本人支援
○支援の継続	・校内の役割に応じた関わり(担任・特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当等) ・保護者と一緒に個別の教育支援計画等の作成・評価実施 ・丁寧なアセスメントによる支援の実施継続 ・学校からの積極的なアプローチ ・社会参加・自立、本人の将来の目標に向けて、身に付けるべき力、代替で使える手段、周りへの働きかけを意識し、やるべきことを焦点化して支援実施
○引き継ぎ時	・進学時等、ステージが変わる時に個別の教育支援計画を活用し、丁寧な引き継ぎの実施(予想される困難さへの事前の対処)
○関係機関の関わり	・関係機関との連携(医療、福祉) ・保護者支援(関係機関の連携、ペアレント学習)

【切れ目ない支援体制の構築に向けて】

個別の教育支援計画・個別の指導計画の利活用の促進の目安とする項目

資料2-3③

【案】

①入学時に引き継ぎのあった個別の教育支援計画等の内容について全職員(または学年職員)で共有し、支援を開始している

②本人(発達段階に合わせて)・保護者と一緒に、個別の指導計画等の目標の設定や支援の評価を実施している

③関係機関と個別の教育支援計画等の作成や評価等にかかる連携をしている

【今後の予定】

R4年度 実態調査実施(9.1段階) → 実態の分析および目安の検討

R5年度 調査(9.1段階)・主な取組や目安および数値設定

⇒R6年度 新たな目標に向けての取組開始

特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業

資料2-4①

特別支援教育課

現状と課題

- 通常の学級における発達障害等の児童生徒在籍割合が増加
(本県:13.15%(R2)全国:6.5%(H24))
→一人ひとりの学びの最適化を図るための多様な教育的ニーズに対応する専門性が必要
- 個別の指導計画の作成率は上昇
(小:H30:91.9% → R2:99.0% 中:H30:92.5% → R2:98.1%)
→内容充実や活用促進は不十分
実際の指導と結びついた計画の作成および活用が必要



施策の方向性

- 通常の学級において、1人ひとりの特性や発達障害等による学びにくさに応じた教科指導に対応できるよう教員の専門性向上を図る。
 - 個別の指導計画と教科指導を密接につなぐことで指導・支援の質の向上を図る。
- 特別支援教育の視点に立った
「個別最適な学び」の実現
自分に合った学び方により主体的に学習に取り組む子どもの育成



方向性を踏まえた施策の展開

R1～R3の取組

- 専門家派遣による授業のユニバーサルデザイン化
- 研究成果物の配布等による啓発



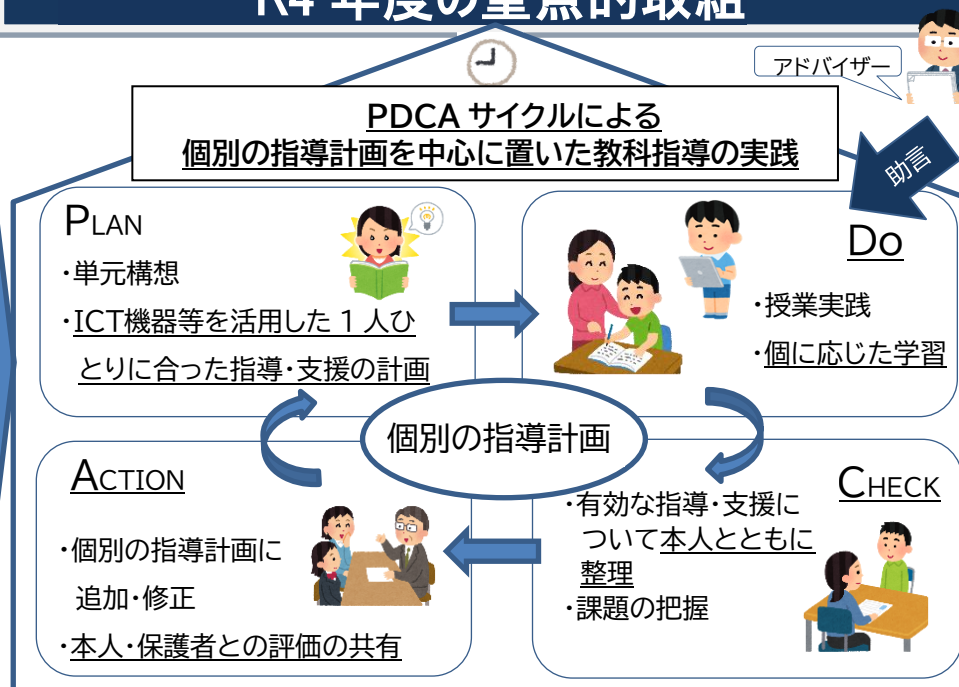
【子どもの変容】

- ・意欲が高まり、自主的に学習に向かうことができた。
- ・「できた」「わかった」という充実感や達成感のある学びができた。

【課題】

- ・分かりやすい授業への改善につながったが、多様な教育的ニーズに対し、個別に対応する教員の専門性の向上が必要
- ・子どもへの指導・支援が一時的なものになりがち

R4年度の重点的取組



期待される効果

- 指導・支援の質の向上
- 切れ目ない指導・支援



【子どもの姿】

- ・自分に合った学び方がわかる。
- ・学びたいという意欲が高まり主体的に学習に取り組もうとする。
- ・自らの特徴を知り、進級・進学しても効果的な学び方を見つけることができる。

PLAN & CHECK シート (個別の指導計画等をもとに立案)

日	教科名	学習内容	想定される姿 (得意なこと、 苦手なこと)	指導・支援の手立て	児童生徒のCHECK(わかりやすかったことや難しかったこと、頑張ってみた 等)	指導者のCHECK(手立ての内容や タイミングは適切であったか等)	評価(根拠について明記)
/							
/							
/							
/							
/							
/							

※評価の欄には、具体的な根拠(数値等)を示す。

※ポイントとなる指導・支援については、個別の教育支援計画、個別の指導計画等に転記し、次年度に引き継ぐ。

ACTIONシート

個別の指導計画等に係る懇談スケジュール

※担任のほか、教科担当・コーディネーター・管理職・通級担当・養護教諭、関係機関等の対応が考えられます。

前年度の個別の教育支援計画、個別の指導計画、その他引き継ぎ事項等の確認

4月頃
(/)



懇談①
(スタート懇談)

○指導計画作成に向けて保護者と懇談し、課題と目標について共通理解を図ります。

メンバー(※)

記録

PDCの実践

7月頃
(/)



学年・学校で共有

懇談②

○指導計画の評価と見直しについて保護者と懇談し、評価と目標について共通理解を図ります。

メンバー(※)

記録

PDCの実践

12月頃
(/)

関係機関との連携等

懇談③

○指導計画の評価と見直しについて保護者と懇談し、評価と目標について共通理解を図ります。

メンバー(※)

記録

PDCの実践

2~3月頃
(/)

次学年への
引継準備



懇談④

○一年間の指導計画の評価を保護者(本人)と共に行います。
○指導計画、支援計画の次年度引継について保護者に意思確認をします。

メンバー(※)

記録

次年度に向けて個別の教育支援計画の整理、個別の指導計画(案)作成、引き継ぎ等の準備

「個別の指導計画」活用チェックリスト

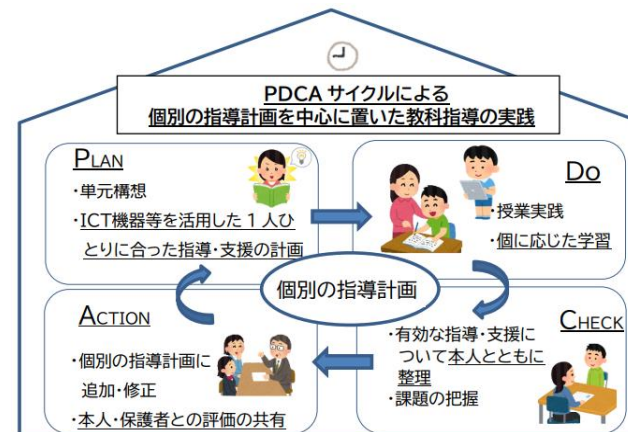
令和 年度 年 組 氏名

記入者

1学期	活用場面	チェック欄 ○
学年始め	担任の児童・生徒理解(引き継いだ計画を利用して)	
	担任と関係者(特別支援教育コーディネーター、交流学級担任、通級指導教室担当教員、教科担当教員、養護教諭等)との作成・指導・支援についての話し合い	
	作成・指導・支援についての検討会議(校内委員会、支援会議、学年会等)	
	児童・生徒に関係する全教職員の、支援等に関する共通理解	
	関係機関(教育、福祉、労働、医療等の機関)との作成・指導・支援についての検討・共通理解 (個別の教育支援計画)	
	保護者との作成・指導・支援についての話し合いや合意形成(懇談、家庭訪問等)	
随時	日々の生活や学習場面での評価と指導、支援の改善	
	単元ごとの担任と教科担当教員での評価と指導、支援の改善	
	児童生徒との日々の生活や学習場面(単元終了時等)での振り返り	
	保護者との話し合い	
	外部の相談員やアドバイザーとのケース会議や授業参観	
	児童生徒の新たな困難さへの対応の検討(学年会、支援会議、校内委員会)	
	児童生徒の支援方法などについて外部機関との相談・連携 (個別の教育支援計画)	
1学期末	担任と関係者(特別支援教育コーディネーター、交流学級担任、通級指導教室担当教員、教科担当教員、養護教諭等)での評価・改善	
	検討会議(校内委員会、支援会議、学年会等)での評価・個別の指導計画の改善	
	保護者との評価・改善事項の共通理解(懇談等)	

2学期	活用場面	チェック欄 ○
随時	日々の生活や学習場面での評価と指導、支援の改善	
	単元ごとの担任と教科担当教員での評価と指導、支援の改善	
	児童生徒との日々の生活や学習場面(単元終了時等)での振り返り	
	保護者との話し合い	
	外部の相談員やアドバイザーとのケース会議や授業参観	
	児童生徒の新たな困難さへの対応の検討(学年会、支援会議、校内委員会)	
	児童生徒の支援方法などについて外部機関との相談・連携	
2学期末	担任と関係者(コーディネーター、交流学級担任、通級指導教室担当教員、教科担当教員、養護教諭等)での評価・個別の指導計画の改善	
	検討会議(校内委員会、支援会議、学年会等)での評価・個別の指導計画の改善	
	保護者との評価・個別の指導計画の改善事項の共通理解(懇談等)	

3学期	活用場面	チェック欄 ○
随時	日々の生活や学習場面での評価と指導、支援の改善	
	単元ごとの担任と教科担当教員での評価と指導、支援の改善	
	児童生徒との日々の生活や学習場面(単元終了時等)での振り返り	
	保護者との話し合い	
	外部の相談員やアドバイザーとのケース会議や授業参観	
	児童生徒の新たな困難さへの対応の検討(学年会、支援会議、校内委員会)	
	児童生徒の支援方法などについて外部機関との相談・連携 (個別の教育支援計画)	
学年末	担任と関係者(特別支援教育コーディネーター、交流学級担任、通級指導教室担当教員、教科担当教員、養護教諭等)での評価・引き継ぎ事項の確認	
	評価、引き継ぎ事項の検討会議(校内委員会、支援会議、学年会等)	
	保護者との評価、引き継ぎ事項の共通理解(懇談等)	
	関係機関との評価、引き継ぎ事項の検討・確認 (個別の教育支援計画)	
	進学、就労先の担当者との引き継ぎ (個別の教育支援計画)	
	(進学後の情報共有等を通して知った、効果のあった支援の他の児童への活用)【次年度】	



- 個別の指導計画を日々の指導、支援や教科学習での指導、支援につなげるためのチェックリストです。
- 児童、生徒に関わる関係者で個別の指導計画の内容について共通理解を図りながら、各々の適切な指導、支援につなげましょう。
- 児童生徒本人との指導、支援についての振り返りの時間をもち、有効な指導、支援を整理していきましょう。
- 「随時」の項目は必要に応じてその都度行います。
- 行っている支援について、保護者に十分な説明をし、評価について共有しながら支援を継続させていきましょう。
- 今年度の指導、支援を次年度へつなげ、切れ目なく、支援を充実させていきましょう。

切れ目ない支援を次年度へ

「地域で学ぶ」支援体制強化事業（市町との共同研究）
「小・中学校への特別支援学校分教室設置」に関する研究



滋賀県イメージキャラクター
「キャッピー」

令和4年9月9日
滋賀県特別支援教育支援委員会

滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課



研究の趣旨

特別支援学校の「分教室」を小・中学校に設置することにより、**特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒**が地域の小・中学校の中で、**特別支援学校での専門性の高い指導**を十分に受けつつ、かつ**障害のない児童生徒と同じ場で共に学ぶ**ことができる仕組みづくりを目指す。

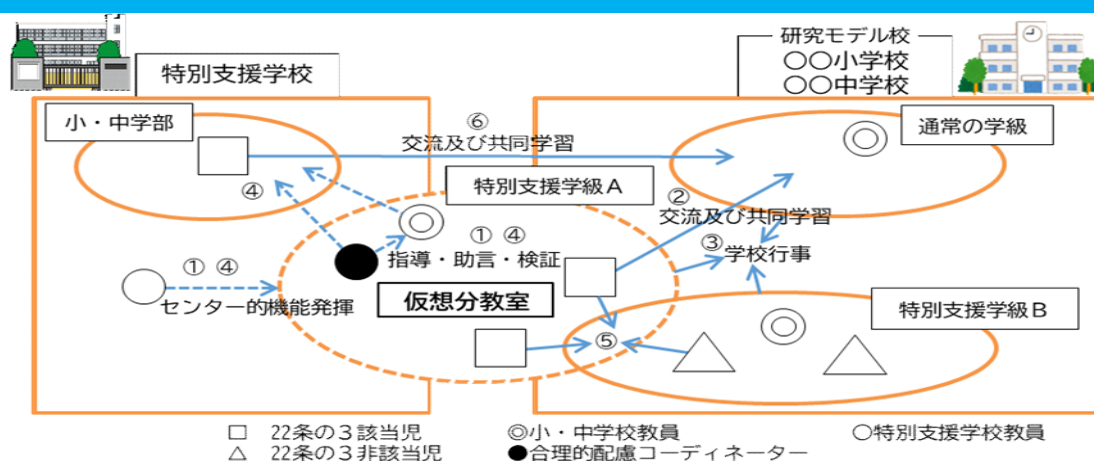


これまでの取組

年度	研究協力市町	特別支援学校
平成28～29年度	草津市教育委員会	草津養護学校
平成30～31年度	甲賀市教育委員会	三雲養護学校
令和2～3年度	大津市教育委員会	草津養護学校



研究のイメージ図



- ① 仮想分教室における教育課程の検討
- ② 仮想分教室と通常の学級との交流及び共同学習の実施
- ③ 仮想分教室児童の小学校学校行事への参加に係る合理的配慮
- ④ 特別支援学校の教育活動や教育環境を参考にした分教室設置の教育環境の課題整理
- ⑤ 仮想分教室と特別支援学級との共同学習の在り方を検証
- ⑥ 特別支援学校で学ぶ児童生徒との交流及び共同学習の実施



令和3年度の研究の目的

- 1 小・中学校における特別支援学校「分教室」設置に向けた教育環境整備について具体的に検討し、「分教室」の意義や課題を具体化する。
- 2 小・中学校の中にある「分教室」の教育課程の在り方について、これまでの研究結果を踏まえて検証し、整理する。
- 3 研究対象児や特別支援学級の児童への支援・指導を通して、小・中学校における特別支援教育の充実を図る。



研究の概要

分教室設置

環境整備

- 「分教室」対象児童を中心とした実践を通して教育課程を整理する。
- 保護者のニーズを把握し小学校現場の教育条件との調整を行う。
- 必要となる施設設備などを検討する。

センター的機能の充実

特別支援教育の充実

- 小・中学校教員の児童の発達と障害の理解を進め、適切な合理的配慮の提案をする。
- 教員が「困っていること」を整理して、解決の糸口を見つける。
- 特別支援学級担任と通常の学級担任との情報共有や指導の方向性の共有を図る。

仮説と展望

- ◆ 障害のある児童が地域で教育的ニーズに応じた指導を受けられる環境の整備を行う。
- ◆ 小・中学校教員の特別支援教育に対する理解を進め、合理的配慮の提供を広げる。
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能を継続して活用することにつなげる。



研究対象児童について

A児（1年生）

- ・自閉スペクトラム症。障害の種類および程度はA-1。
- ・発語は単語が数個あるが、要求はほぼ直接行動かクレーン。
- ・排泄は自立しておらず、食事も偏食があり、生活面の介助が必要。
- ・多動傾向があり、常時見守りが必要。
- ・交流学級への参加は「体育」や「音楽」を中心に部分的に参加している。支援級担任や支援員が1対1で対応する必要がある。



B児（3年生）

- ・ダウン症。障害の種類および程度はA-2。
- ・発語があり、簡単な会話を楽しむことができる。
- ・排泄はトイレでできるが、言葉かけや介助が必要である。
- ・食事はスプーンで食べることができるが、介助が必要である。
- ・交流学級への参加は、「外国語」「図工」「音楽」「体育」などで、一人でも45分着席していることはできるが、学習内容の理解は1対1でのサポートがないと難しい。また、3年生になり、サポートがあっても学習内容の理解が難しい場面が増えた。



仮想分教室での授業の様子

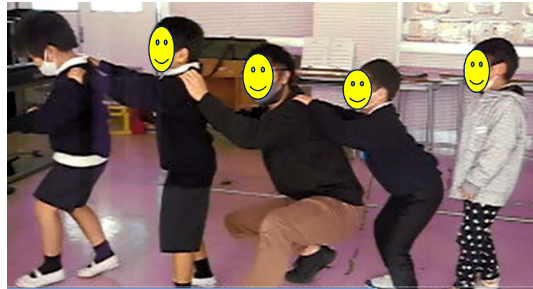


「遊びの指導」
 （各教科等を合わせた指導）
 …「ゆびえのぐ」を使った絵の具遊び

仮想分教室と知的障害特別支援学級との共同学習



「音楽」
…知的障害特別支援学級（1年生）との共同学習



小学校に設置する「分教室」の日課について（仮説）

小学校 日課表					
時刻	月	火	水	木	金
8:10		登校完了・朝読書準備			
8:15		朝の読書			
8:25		朝の会 健康観察			
8:35		第1校時			
9:20		5分休み			
9:25		第2校時			
10:10		長休み(20分間)			
10:30		第3校時			
11:15		5分休み			
12:05		第4校時			
		給食(40分間)			
		歯磨き(5分間)			
12:50					
13:05		清掃活動	スーパー	清掃活動	
13:30		昼休み(25分間)	昼休み(40分間)	昼休み(25分間)	
13:35		移動(5分間)			
13:50		積み上げタイム(15分間)			
14:35		第5校時			
14:45					
15:35		下校/クラブ・委員会	下校/第6校時	下校	下校/第6校時

小学校との交流



「分教室」日課表					
時刻	月	火	水	木	金
8:10		登校完了・日常生活の指導			
8:35		朝の運動(遊びの指導)			
9:00		朝の会(日常生活の指導)			
9:30		長休み(20分間)			
10:10		各教科・各教科等を合わせた指導			
10:30		日常生活の指導・給食準備			
11:30		給食指導(日常生活の指導)			
12:50		清掃活動	スーパー	清掃活動	
		昼休み(25分間)	昼休み(40分間)	昼休み(25分間)	
13:30		各教科・各教科等を合わせた指導			
13:35		帰りの会(日常生活の指導)			
14:20		下校			
14:45					



特別支援学校への就学要件を満たす児童の目標を達成するために必要なこと (これまでの研究成果より)

毎日の繰り返し。できた経験の積み重ね。

授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、自分が主役になって活動できること。

一緒に切磋琢磨してくれる友だちの存在。

「共生社会の形成に向けた
インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）より」

教育的ニーズに応じた指導

ゆとりのある日課

一緒に学習する仲間



教育的ニーズに応じた指導とは

学びの場がどこであっても、大切にしたいこと

・発達段階に応じた少人数の学習集団

・発達段階に応じた、具体的で分かりやすい体験的な学習。
・繰り返しの活動。

・児童の主体的な姿

・できた手ごたえ
・達成感
・自信
・学習への意欲

・生活の中で活かせる力の獲得
(生きる力)

学習指導要領の目標と内容を根拠にすることで、小・中学校と特別支援学校との間で連続した学びの場が実現可能に。



小・中学校に設置する「分教室」の意義について

「分教室」が設置されることで、期待できること

- ▶ 同じ敷地内、建物内に「分教室」があることで、毎日小・中学校の児童との自然な交流が期待できる。保護者が、地域の児童や学校との関係を持続することも可能である。
- ▶ 児童それぞれの発達段階や障害特性に合った教育課程を編成することができ、児童が教育的ニーズに応じた指導を受けることが可能である。
- ▶ ゆとりある日課の中で生活することで、児童が自ら考えて主体的に行動することが可能である。
- ▶ 発達段階が同程度の集団があることで、対等な関係の仲間とのかかわりをもつことが可能である。



「分教室」は十分意義のあるものとなり得る。



「分教室」設置に関する課題

1 集団と指導体制について

集団として教育的ニーズに応じた指導をするためには、1学級4～6名程度の集団であることが望ましい。安定した集団を確保できるのかは、大きな課題である。学年や児童の実態の幅が広いことが考えられるため、個に応じた課題の設定が必要である。また、児童が安全に指導を受けられるために必要な人数の教師を配置する必要がある。

2 通学について

「分教室」に通う児童の多くが保護者送迎を必要とすることが予想されるため、スクールバスの運行が望まれる。「分教室」の通学区域をどのように設定するか、また、スクールバスの車両やバス停、運転手、介助員、学校内に停めておく場所などの検討が必要となる。



「分教室」設置に関する課題

3 県立学校と市町の学校の連携について

特別支援学校は県立学校であり、小・中学校は各市町の学校であるため、設置者が異なる。校舎や教室の整備、給食の提供をはじめ、様々な調整が必要である。

4 小・中学校における特別支援教育の充実

障害のある児童が地域の小・中学校でのびのびと過ごすには、小・中学校の教師や児童生徒の障害への理解が不可欠である。特別支援学校のセンター的機能を発揮し、発達と障害特性を考慮した教育活動や関わりを広げられるよう、特別支援教育のより一層の充実が望まれる。



「分教室」設置に関する課題

5 施設設備（教育環境）について

①安全対策

小学校の場合



階段の最上階にまたがったり、座ろうとすることがあると、危険である。

特別支援学校の場合



階段の最上階には、落下防止の窓が付けられている。



非常階段の出入り口には、児童の侵入防止のため、カラビナで取り外し可能な柵を取り付けている。

「分教室」設置に関する課題

小学校の場合



柵との隙間から出ていくことができる。

特別支援学校の場合



児童がちょっとした隙間から校外へ出てしまわないようにいろいろな工夫がされている。窓からの転落防止のために、開く方の窓には柵が付いている。

市町の小学校に「分教室」を設置する場合には、児童の安全面の確保のために、施設設備面での配慮が必要となる。



「分教室」設置に関する課題

5 施設設備（教育環境）について

②日常生活の指導（洗面、手洗い、排泄、清潔等）

特別支援学校の就学要件を満たす児童は、日常生活の指導が必要な場合が多いため、以下のような設備の充実が欠かせない。

○ 多目的トイレ

- ・性別を問わず使えるため、必要な時に教師と一緒に指導ができる。
- ・スペースが広いので、着替えやオムツ交換などにも利用できる。



○ 温水シャワー

- ・排泄指導時に体を洗うことがあるため。



○ 手すり

- ・体の使い方がぎこちない児童が多いため。



「分教室」設置に関する課題

5 施設設備（教育環境）について

③望ましい教室配置等について

- HR教室は1階に設置
 - ・日々の移動や安全面、災害時の避難などの観点より。
- 日常的に使用できるプレイルームや学習室等を設置
 - ・HR教室と学習室を分けることで、遊びと学習の区別をつけたり、カームダウンスペースとして利用したりすることができる。
- 「分教室」の教室やトイレ等は一か所に集めて設置
 - ・生活動線を分かりやすくするため。
 - ・小学校との日課が違うため、生活拠点を分けることでそれぞれの児童の行動を制限せずに済む。

小学校の空き教室を活用した「プレイルーム」



Mother Lake
滋賀県
教育委員会事務局
特別支援教育課

今後に向けて

これまでの研究を通して「特別支援学校の就学要件を満たす子ども」の学びの場として、市町立小・中学校に設置する「分教室」が、意義のある教育環境になり得ることがわかった。

今後は、小・中学校への特別支援学校「分教室」設置の実現可能性について検証を行う。継続して調査・研究が必要な事項は以下のとおり。

- 特別支援学校への就学要件を満たす児童の把握
 - 「分教室」の対象となる児童が、どの地域に多く、どのような教育的ニーズがあるのかを把握する。
- 県内の小・中学校の空き教室や設備の状況を把握
 - 「分教室」として活用することができる環境がある学校があるかを把握する。
- 「分教室」の実現可能性を検証
 - これまでの研究結果を踏まえて、「分教室」にふさわしい教育環境を整えるために必要な施設設備やスクールバス、教員配置、通学区域等について他県の取組も参考に検証する。

Mother Lake
滋賀県
教育委員会事務局
特別支援教育課

【参考】他県の事例紹介～学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文科省）報告書（R4.3）より～

1. 神奈川県立秦野養護学校／秦野市立末広小学校

※知的障害教育部門小中学部

公立小学校の空き校舎をバリアフリー改修し、特別支援学校を設置。

主な観点 交流及び共同学習

所在地 神奈川県秦野市末広町6-6

障害種 知的障害

児童生徒数

秦野養護学校 秦野市立末広小学校
知的障害教育部門 531名
小学部21名 (特別支援学級18名)
中学部13名

施設情報

校舎:	校舎:	屋体:
鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
2階建て	4階建て	2階建て
延床817㎡	延床5,806㎡	延床779㎡
昭和56年	昭和52年	昭和52年



背景・沿革

昭和33年に病弱の養護学校として秦野市落合に開校。その後、知的障害教育部門高等部も設置。平成28年に、秦野市内の知的障害教育ニーズの高まりにより、市の『『はだの』の子は『はだの』へ』との願いと、県の『ともに生きる社会』の願いが合わさり、小学校の空き校舎を活用して小学部中学部を設置。

2



【参考】他県の事例紹介～学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文科省）報告書（R4.3）より～

1. 神奈川県立秦野養護学校／秦野市立末広小学校

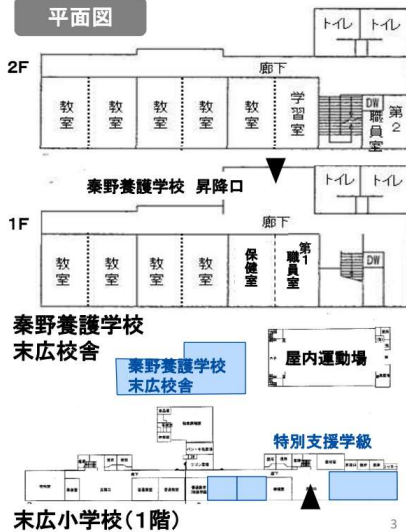
※知的障害教育部門小中学部

配置図



- 末広小学校の運動場や畑なども利用。
- 小学校との交流及び共同学習は、屋内運動場で音楽の発表を鑑賞したりして実施。

平面図



3



【参考】他県の事例紹介～学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文科省）報告書（R4.3）より～

1. 神奈川県立秦野養護学校／秦野市立末広小学校
※知的障害教育部門小中学部



小学校屋内運動場における養護学校の授業



小学校屋外運動場脇の畑における授業



小学校との合同避難訓練



小学校児童の演奏を聴く、交流及び共同学習



5

【参考】他県の事例紹介～学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文科省）報告書（R4.3）より～

1. 神奈川県立秦野養護学校／秦野市立末広小学校
※知的障害教育部門小中学部



小学校特別支援学級との給食交流



閉じた間仕切り



スロープ



空調



階段の手すり



パラスポーツ(フライングディスク)教室



空調設置された廊下での学習



昇降口横に設けた指導スペース



【参考】他県の事例紹介～学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（文科省）報告書（R4.3）より～

1. 神奈川県立秦野養護学校／秦野市立末広小学校
※知的障害教育部門小中学部



個室トイレ



簡易シャワー



洗濯機置き場



転落防止柵



インターフォン



放送設備

ご清聴ありがとうございました。

